

委員会提出議案第 2 号

議会会議規則の一部を改正する規則

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会
会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 3 年 5 月 18 日提出

議会運営委員会

委員長 文野 慎 治

提案理由

男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議会への欠
席事由を整備すること、また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続き
について請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直すため、この規則案を提出す
るものです。

議会会議規則の一部を改正する規則

議会会議規則（平成12年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第88条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会会議規則（平成12年議会規則第2号）の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所</u>（法人の場合にはその所在地）を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）</u>が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>議員</u>が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、<u>押印しなければ</u>ならない。</p> <p>2・3 (略)</p>